

宗像都市計画地区計画の決定

都市計画赤間駅北口周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	赤間駅北口周辺地区地区計画	
位 置	宗像市赤間駅前一丁目、二丁目の各一部	
面 積	約3.6ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の中心拠点であるJR赤間駅周辺（北口）に位置しており、商業・業務・居住機能の集積地として活気と賑わいのある都市空間を形成すべき地区であり、現在、市施行による土地区画整理事業を進めている。</p> <p>そこで、本地区計画では、土地区画整理事業による都市基盤整備の効果増進を図るとともに、建築行為等に対する適切な規制・誘導を行うことによって、良好な居住環境と中心拠点にふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	商業・業務機能等が集積した中心拠点にふさわしい、合理的かつ健全な高度利用を促進する。
	地区施設の整備の方針	円滑な自動車交通の処理とともに、安全で快適な歩行者空間のネットワークを形成するため、区画道路を整備する。また、地区住民や駅利用者等が賑わい、憩える快適な空間として街区公園を整備する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用方針に沿って、良好な居住環境及び魅力ある商業・業務地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「建築物の高さの最低限度」及び「建築物等の形態の制限」を定める。また、緑と潤いのある街なみを形成するため、「かき又はさくの構造の制限」を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	駅前広場における歩行者の安全を確保するため、駅前広場に面する敷地への駅前広場からの車両の乗入れはできないものとする。また、道路の清掃活動や、敷地内にプランターボックス、フラワーポットを設置して花木を植栽するなど、環境美化につとめることとする。

地区整備計画区域の面積		約 2.9 ha			
地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模	道路	名称	幅員(m)	延長(m)
			区画道路 1 号線	9	34.6
			区画道路 2 号線	8	122.0
			区画道路 3 号線	8	187.6
			区画道路 4 号線	8	35.0
			区画道路 5 号線	8	188.2
			区画道路 6 号線	8	41.9
			区画道路 7 号線	8	118.9
			区画道路 8 号線	6	36.1
			区画道路 9 号線	6	38.3
			区画道路 10 号線	6	24.6
			区画道路 11 号線	6	36.0
			区画道路 12 号線	4	105.9
					公園
1 号公園	997				
2 号公園	83				
建築物等 に関する 事項	建築物等 の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 区画道路 1 号線から区画道路 11 号線（以下「指定道路」という。）に接する敷地においては、建築物の 1 階部分のうち住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分（指定道路に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と指定道路との境界線を含む鉛直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の 1 階部分（指定道路に面する部分に限る。）を同面に垂直に投影したものの水平方向の長さの 2 分の 1 以上である建築物</p> <p>2 倉庫業を営む倉庫</p> <p>3 建築基準法別表第二（と）の第三号及び第四号に掲げる建築物（ただし、（と）の第三号（五）は除く。）</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 5 項に規定する業務の用に供する建築物</p>			

		<p>建築物の高さの最低限度</p>	<p>指定道路に接する敷地については、6 mとする。ただし、建築物の1階部分に住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分（指定道路に面する部分に限る。）がない建築物並びに派出所、公衆便所、鉄道、自転車駐車場などの公共・公益施設については、この限りでない。</p>
		<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>次の各号に掲げる屋外広告物は設置してはならない。ただし、主要地方道宗像玄海線及びJR鹿児島本線に面して設置し、当該路線側に表示する屋外広告物並びに、公共・公益に供するための屋外広告物は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋上設置広告物で次の事項のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 高さが建築物の高さの3分の1を超えるもの 2) 建築物の壁面の上部延長面を超えるもの 2 突出広告物で次の事項のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 自己の用に供しないもの 2) 壁面からの出幅が1 mを超えるもの 3) 複数のものを並べて設置する場合は、出幅が不均一なもの 4) 1面の表示面積が5 m²を超えるもの 5) 上端が建築物の壁面の上端を越えるもの 3 壁面広告物で次の事項のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 自己の用に供しないもの 2) 表示面積が設置する壁面の面積の3分の1を超えるもの 4 広告塔で次の事項のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 高さが10 mを超えるもの 2) 1面の表示面積が10 m²を超えるもの 5 広告板で次の事項のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 高さが5 mを超えるもの 2) 1面の表示面積が10 m²を超えるもの
		<p>かき又はさくの構造の制限</p>	<p>区画道路に面する部分に、かき又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さが1.8 m以下の透視可能な材料（高さが60 cm以下の部分はこの限りでない。）でつくられたものとする。</p>

備 考	<p>用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。</p> <p>なお、この地区計画が決定された際、現に存する建築物又は建築物の部分が当該規定に適合しない場合において、当該建築物又は建築物の部分を、次に定める範囲内において増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合、当該規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。2. 増築後の当該規定に適合しない部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。3. 増築後の当該規定に適合しない原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。4. 大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの修繕又は模様替えのすべてとする。
-----	--

「区域は計画図表示のとおり」